

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(管理職手当)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 前項の規定による管理職手当の月額、<u>同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額</u>の 100 分の 18 を超えない範囲で市長が定める。</p> <p>3 省略</p> <p>第 9 条～第 21 条 省略</p> <p>第 21 条の 2 職員が負傷又は疾病に係る療養のため、勤務時間条例第 14 条に規定する病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第 8 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定による管理職手当の月額は、<u>その職員</u>の給料月額の 100 分の 18 を超えない範囲で市長が定める。</p> <p>3 省略</p> <p>第 9 条～第 21 条 省略</p> <p>第 21 条の 2 職員が負傷又は疾病に係る療養のため、勤務時間条例第 14 条に規定する病気休暇の開始の日から起算して 90 日(<u>規則で定める場合にあつては、1 年</u>)を超えて引き続き勤務しないときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>